

【新設】（最初通算事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の通算制度の適用制限）

2-37 法第64条の9第2項《通算承認》に規定する他の内国法人が、既に通算承認を受けた同条第1項に規定する親法人（以下2-37において「親法人」という。）について当該通算承認の効力が生ずる前に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有しなくなったことは、法第64条の10第6項第6号《通算制度の取りやめ等》に掲げる事実に該当しないのであるから、当該他の内国法人は令第131条の11第3項第1号《通算法人の範囲》に掲げる法人に該当しないことに留意する。

④ 法第64条の9第10項第2号及び第12項第2号に規定する「前号に掲げる法人以外の法人」が通算子法人となった場合は、たとえ同条第7項の規定の適用を受けて親法人の最初通算事業年度の終了の日までの間に当該親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなったとき（株式等保有通算子法人が破産手続開始の決定による解散に基因して当該親法人による通算完全支配関係を有しなくなった場合を除く。）であっても、当該「前号に掲げる法人以外の法人」は令第131条の11第3項第1号に掲げる法人に該当することに留意する。

【解説】

1 通算承認の申請を行った法人税法第64条の9第1項《通算承認》に規定する親法人（以下「親法人」という。）に対して通算承認の処分があった場合には、同条第2項に規定する他の内国法人（子法人）の全てにつき、その通算承認があったものとみなすこととされている（法64の9④）。

この通算承認があったものとみなされる子法人が、その通算承認があったものとみなされる日（＝親法人に通算承認があった日）からグループ通算制度の適用を受ける最初の事業年度（以下「最初通算事業年度」という。）開始の日の前日までの間に親法人との間に完全支配関係（同条第1項に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）を有しなくなった場合には、当該子法人は、いわゆるグループ通算制度への再加入制限がある法人（令131の11③一）に該当するのか、といった疑問が生ずる。

2 この点について、この「再加入制限」を受けるのは、法人税法第64条の10第6項第6号《通算制度の取りやめ等》の規定により通算承認の効力を失った法人とされているところ、上記1後段のような子法人は、通算承認を受けてはいるものの、その通算承認の効力はその最初通算事業年度開始の日に生ずることとされている（法64の9⑥）ことから、当該子法人については、そもそも未だその通算承認の効力は生じておらず、この通算承認の効力を失った法人（すなわち、この再加入制限がある法人）には該当しないと解される。本通達の本文では、このことを留意的に明らかにしている。

3 他方、いわゆる設立事業年度等の申請期限の特例（法64の9⑦）の適用により通算承認の申請を行った親法人に係る子法人でその申請特例年度（法人税法第64条の9第9項に規定する申請特例年度をいう。以下同じ。）開始の日からグループ通算制度の適用を受けるもの又は当該設立事業年度等の申請期限の特例の適用により通算承認を受けた親法人との間

にその通算承認の申請後に完全支配関係を有することとなった子法人でその完全支配関係を有することとなった日からグループ通算制度の適用を受けるものについては、それぞれその申請特例年度開始の日又はその完全支配関係を有することとなった日にその通算承認の効力が生じていることから、最初通算事業年度（すなわち、この設立事業年度等の申請期限の特例の適用を受けるケースでは申請特例年度）終了の日までの間に法人税法第64条の10第6項第6号に掲げる事実が生じた場合には、株式等保有通算子法人（通算子法人の発行済株式等の全部又は一部を直接又は間接に保有する他の通算子法人をいう（グループ通算通達2-36《通算完全支配関係を有しなくなる事実》の(2)を参照。）の破産手続開始の決定による解散に基因して当該親法人による通算完全支配関係を有しなくなったときを除き（令131の11③一括弧書）、法人税法施行令第131条の11第3項第1号《通算法人の範囲》の「法第64条の10第6項（第6号に係る部分に限る…）……の規定により法第64条の9第1項の規定による承認の効力を失った法人」に該当することとなり、上記1の再加入制限がある法人に該当するという事となる。本通達の注書では、このことを留意的に明らかにしている。

- 4 なお、本通達は、連結納税制度における対象法人（親法人又は子法人となれる法人）の範囲と同様の規定がグループ通算制度においても定められたことから、旧法人税法第4条の2《連結納税義務者》及び旧法人税法施行令第14条の6《連結法人の範囲》に係る取扱いとして定めている連結納税基本通達1-3-3《最初連結事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の連結適用制限》を、基本的な取扱いを維持しつつグループ通算制度向けに改組した上でグループ通算通達に移設したものである。